

第15回 中京テレビ杯争奪 中部女子学生ゴルフ選手権競技 ローカルルール

開催日	2020年 4月30日 (木)
開催コース	中京ゴルフ倶楽部 石野コース
主催	中部学生ゴルフ連盟、中部高等学校ゴルフ連盟
後援	中京テレビ放送株式会社

この大会はR & A・USGA発行のゴルフ規則（2019年1月施行）及びこの競技のローカルルールを適用する。

これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。

別途規定されている場合、または適用規定が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（2罰打）とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(ゴルフ規則18)

- アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 各ホールにおいて、アウトオブバウンズの白杭を越えて他のホールに止まった球は相互にアウトオブバウンズとする。

2. レッドペナルティーエリア(ゴルフ規則17)

- レッドペナルティーエリアの境界は赤杭または赤線をもって標示する。杭と線が併用されている場合は、線がその限界を標示する。
- 線と杭によってその限界が標示されていないレッドペナルティーエリアは、その限界を護岸のための岩組みのジェネラルエリア側の外縁とする。
- レッドペナルティーエリアの縁がアウトオブバウンズの境界縁まで及んでいる場合は、そのレッドペナルティーエリアの縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。
- プレーヤーの球がペナルティーエリアにある場合（たとえ球が見つかっていなくても、ペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、そのプレーヤーは規則17.1dに基づく選択肢の一つを使って救済を受けることができる。

3. 異常なコースの状態(ゴルフ規則16)

- 青杭または白線によって定められる区域はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則16. 1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。
- プレーヤーの球が張芝の継ぎ目の中にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合、
 - ジェネラルエリアの球：そのプレーヤーは規則16. 1bに基づいて救済を受けることができる。
 - パッティンググリーン上の球：そのプレーヤーは規則16. 1dに基づいて救済を受けることができる。しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは張芝の区域の中すべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後どの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレングス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14. 3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないことを意味している。ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則14. 7aに基づく一般の罰。

ジェネラルエリアの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則16. 1bに基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は2打。

c) パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるペイントの線や点は規則16. 1に基づく救済が認められる修理地として扱われる。

しかし、ペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

d) コース内にある排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない。

e) 人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。プレーヤーは規則16. 1bに基づいて罰なしに救済を受けることができる。

f) 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物みなす。

g) 動かさない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)はその障害物の一部とみなす。

h) 電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道は、全幅をもって道路とみなす。

なお球がこのカート道路の上にある場合は、競技者は規則16-1の救済を受けなければならない。

このローカルルールの違反の罰は2打。

i) コース内の防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を超えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。但し、4番ホールにおいて、防球ネットを越えて5番ホールに止まった球は、1罰打付加してその球を拾い上げ、白線で囲われた指定ドロップ区域に球をドロップしてプレーすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。このローカルルールの違反の罰は2打。

j) コースと不可分の物

I) 樹木保護のための巻物施設(まき網など)。

II) 18番ホールの橋・石垣。(1罰打付加してアンプレヤブルの処置をとるか、レッドペナルティーエリアの救済処置をとる。)

4. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

5. 特定の用具の使用制限

適合ドライバーヘッドリスト・ローカルルールひな型G-1を適用する。

溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型G-2を適用する。

適合球リスト・ローカルルールひな型G-3を適用する。

このローカルルールに違反する用具でストロークを行ったことに対する罰：失格

6. 険悪な気象状況によるプレーの中断(ゴルフ規則5, 7)

危険な状況のためにプレーの中断、または通常の中断はサイレンによって伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開はサイレンによって伝えられる。

即時中断：サイレンと放送によって通報する

通常の中断：サイレンを鳴らして通報する

プレーの再開：サイレンを鳴らして通報する

7. ホールとホールの中の練習

規則5. 5bは次のように修正される。

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。

・終了したばかりのパッティンググリーンの表面を擦ったり、球を転がすことでパッティンググリーン面をテストする。

8. スコアカードの提出(ゴルフ規則3. 3b)

スコアリングエリア方式を採用する。

9. 競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

10. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーイングエリア付近に掲示し告示する。
2. 使用ティはコンペティションマークとする。
3. 手引きカートは持ち込み、使用することができる。(ただし電動は除く)
4. 手引きカートを使用する場合、事故防止のためコース内のオートスロープの利用を禁止する。
5. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
6. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないように注意すること。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す場合がある。
7. 打球練習場においては指定された打席を利用すること。保護者等の練習場への立ち入りは、事故・危険防止のため禁止とする。
8. コース内では緊急時以外の携帯電話の使用を禁止する。
緊急時の連絡先 中京ゴルフ倶楽部 石野コース 0565-41-2100
9. 競技委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
10. 競技委員・選手以外は1番・10番ホールのティーイングエリア付近及び9番・18番ホールのグリーン付近以外は立入禁止とする。
11. 高校生について、団体加盟校は顧問の引率を義務付ける。

競技委員長